

「スマート農業技術の開発・供給に関する事業」に係る審査実施要領

第1 趣旨

「スマート農業技術の開発・供給に関する事業」（以下「本事業」という。）において採択する研究課題の選考に当たっては、「スマート農業技術の開発・供給に関する事業」に係る運営管理委員会設置要領（令和6年12月11日付け6農会第699号農林水産技術会議事務局長決定。以下「設置要領」という。）、基礎的委託研究事業実施規程（平成15年10月1日付け15規程第73号。以下「実施規程」という。）、基礎的委託研究評議委員会運営規則（平成15年10月1日付け15規則第45号。以下「運営規則」という。）及び本要領に定めるところにより、審査を実施する。

第2 選考の体制

- 1 本事業で採択候補となる研究課題（以下「採択候補課題」という。）は、運営規則第6条及び実施規程第7条第2項に基づき設置する評議委員会（外部専門家（以下「外部委員」という。）及び農林水産省職員（以下「行政委員」という。）から構成される委員会）において、研究種目別に選考するものとする。
- 2 研究種目別の採択候補課題の審査については、評議委員会における書類審査及び面接審査により、公募分野における営農類型（以下「営農類型」という。）毎に行うものとする。ただし、生物系特定産業技術研究支援センター（以下「生研支援センター」という。）所長が合理的と判断する場合は、1回の審査（提案書類の内容及び面接での応募者からの説明を基に審査）とすることができ、この場合、後述する面接審査に係る規定を準用するものとする。
- 3 委員は、次の条件を満たすものとする。
 - （1）審査に係る研究等について十分な学識と評価能力を有し、公正かつ中立な立場から審査・選考を行うことができる者として、設置要領第3に基づき、「スマート農業技術の開発・供給に関する事業」に係る運営管理委員会（以下「運営管理委員会」という。）が指名した者であること。
 - （2）その氏名（行政委員を除く）、所属及び審査結果の公表について、あらかじめ同意することができる者であること。
- 4 公正で透明な審査・選考を行う観点から、審査対象となる研究課題の提案者と利害関係を有する委員は、当該利害関係を有する研究課題の審査・選考に参加できない。
利害関係を有する委員とは、次の（1）から（8）までのいずれかに該当する場合とする。
 - （1）当該研究課題の中で研究課題担当者となっている場合
 - （2）当該研究課題の研究課題担当者と、同一の民間企業又は大学、国立研究開発法人

- 等の研究機関において同一の部署（学科、研究領域等）に所属する場合
- (3) 当該研究課題の研究課題担当者と親族関係にある場合
 - (4) 当該研究課題の研究課題担当者と直接的な競争関係にある場合
 - (5) 当該研究課題の研究課題担当者と緊密な共同研究を行う関係にある場合
 - (6) 当該研究課題の研究課題担当者と密接な師弟関係又は直接的な雇用関係にある場合
 - (7) 当該研究課題に参画する民間企業の役員に就任（すでに退任している場合も含む）又は株式を保有している場合
 - (8) その他、生研支援センター所長が公正な判断を行うに適當ではないと判断した場合
- 5 審査対象となる研究課題と利害関係を有する委員は、審査の実施前までに必ず生研支援センター所長にその旨を通知するものとする。
- 6 評議委員会の委員長は、委員の互選をもって決定するものとする。
- 7 委員長は評議委員会の議事を主宰するものとする。委員長が職務を実施できないときは、委員長が委員の中から委員長代理を指名し、その職務を代理させるものとする。
- 8 委員は、審査により知りえた情報について、生研支援センター所長が認める場合を除き、外部に漏らし、又は自身の研究若しくは業務に利用してはならない。委員の職を退いた後も同様とする。

第3 審査、選考方法

- 1 生研支援センター及び農林水産省農林水産技術会議事務局研究推進課（以下「研究推進課」という。）は、応募のあった研究課題が応募要件等に適合しているか、また、書類の不備がないか等の確認を行った後、以下の手順で書類審査及び面接審査を行うものとする。
- (1) 書類審査は、委員が別紙「書類及び面接審査基準」に基づき採点を行い、その結果を生研支援センター所長に報告する。
 - (2) 生研支援センター及び研究推進課は、(1)の書類審査結果を基に面接審査の対象とする研究課題を選定し、生研支援センター所長は評議委員会に面接審査を依頼する。
 - (3) 面接審査は、営農類型毎に指名された外部委員と、行政委員の総数に対し、過半数の委員の出席をもって開催できるものとし、委員が別紙「書類及び面接審査基準」に基づき採点を行う。
 - (4) 前号の結果に基づき、評議委員会は研究課題の順位付けを行い、生研支援センター所長に報告する。また、次項において、応募者が本事業を実施することとなったときに、その実施に当たって留意すべき事項等が提起された場合には、当該事項を併せて生研支援センター所長に報告する。
- 2 面接審査において、委員長は、当該審査結果について委員の意見を確認するものとする。
- 3 委員長は、前項により行った確認の結果、当該審査結果に係る理由が妥当でないと

判断した場合には、その審査結果の全て又は一部を採用しないことができる。

- 4 生研支援センター所長又は委員長が必要と認めた場合には、委員以外の外部有識者から意見を聴取することができる。

第4 審査・選考に係る詳細事項

- 1 書類審査は、別紙「書類及び面接審査基準」に基づいて研究課題毎に評議委員会の委員長を除く外部委員は審査項目（１）（２）を対象に、行政委員は審査項目（１）（２）（３）を対象に採点を行う。

書類審査は以下の手順で行う。

- ・審査項目（１）（２）を対象に、外部委員による採点の平均点（外部点）と、行政委員による採点の平均点（行政点①）を算出する。
- ・外部点と行政点①の平均値を算出し、前評点とする。
- ・審査項目（３）を対象に、行政委員による採点の平均点（行政点②）を算出する。
- ・前評点に行政点②を加えた点数を算出し、その点数を当該研究課題の書類審査の評点とする。

- 2 原則として、予算額を考慮したうえで、研究種目毎に書類審査の評点の高い研究課題から面接審査の対象とする。

ただし、必須項目が「不適合」と判断された研究課題若しくはそれぞれの研究種目において前評点が以下の点数未満である研究課題は面接審査の対象としない。

- ・重点課題対応型研究開発（民間事業者対応型）：29点未満
- ・現場ニーズ対応型研究：42点未満
- ・技術改良・新たな栽培方法の確立の促進：51点未満

なお、委員による採点において、審査項目（１）（２）のうちいずれかの審査項目で0点の評点を付けた委員が過半数を超える研究課題については、委員長が委員の意見を聞いた上で、面接審査の対象としないことができる。

また、書類審査の結果、研究推進課において、営農類型毎の前評点にばらつきがあると判断した場合は、標準偏差により算定した評点を評議委員会に参考値として提出し、それを基に面接審査の対象の選考を行うことができる。

- 3 面接審査は、別紙「書類及び面接審査基準」に基づいて面接審査の対象となる研究課題毎に評議委員会の外部委員が審査項目（１）（２）を対象に、行政委員が審査項目（１）（２）（３）を対象に採点を行う。

面接審査は以下の手順で行う。

- ・審査項目（１）（２）を対象に、外部委員による採点の平均点（外部点）と、行政委員による採点の平均点（行政点①）を算出する。
- ・外部点と行政点①の平均値を算出し、前評点とする。
- ・審査項目（３）を対象に、行政委員による採点の平均点（行政点②）を算出する。
- ・前評点に行政点②を加えた点数を算出し、その点数を当該研究課題の面接審査の評点とする。

- 4 面接審査に係る評議委員会は、原則として、研究種目毎に各研究課題の評点の高い研究課題を採択候補の上位順位とする。

ただし、必須項目が「不適合」と判断された研究課題若しくはそれぞれの研究種目において、3において算出した前評点が2に定める点数未満である研究課題は採択候補課題としない。

なお、委員による採点において、審査項目（１）（２）のうちいずれかの審査項目で0点の評点を付けた委員が過半数を超える研究課題については、委員長が委員の意見を聞いた上で、採択候補課題としないことができる。

また、面接審査の結果、研究推進課において、営農類型毎の前評点にばらつきがあると判断した場合は、標準偏差により算定した評点を評議委員会に参考値として提出し、それを基に採択候補課題の選考を行うことができる。

5 評議委員会は、面接審査の結果、複数の研究課題が同一の得点の場合、以下の方法により順位を決定する。

（１）研究期間全体の委託費合計の額の低い研究課題を上位とする。

（２）（１）で研究期間全体の委託費合計の額が同値の場合、研究の透明性・公正性の確保、研究成果の適切な取扱い、情報の管理等について考慮し、委員長が決定する。

6 委員長は、評点が低いなどの理由によりいずれの研究課題も採択候補課題として選考されなかった場合は、研究課題の審査、選考方法及び募集の方法等に対する委員の意見を取りまとめ、生研支援センター所長に報告する。

7 生研支援センター所長は、委員長から審査、選考結果の報告を受けた後、運営管理委員会に諮り、運営管理委員会において採択課題を決定する。

8 生研支援センター所長は、前項で決定した採択課題の提案者に対して必要な通知等を行う。

第5 その他

1 本要領に定めるもののほか、評議委員会の運営に必要な事項については、委員長が委員に諮って定めるものとする。

2 審査の実施に関する庶務は、生研支援センターが行うものとする。

附 則

この要領は、令和7年2月14日から実施する。

(別紙)

令和6年度補正予算「スマート農業技術開発・供給加速化対策」
(うち重点課題対応型研究開発(民間事業者対応型))
書類及び面接審査基準

1 必須項目

項目	内容	指標	適否
(1) 研究実施主体の適格性	研究グループの要件に適合しているか	・満たしている ・満たしていない	・適合 ・不適合
	農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用促進に関する法律(令和6年法律第63号。以下「スマート農業技術活用促進法」という。)第13条第4項に基づく認定を受けている、又は認定を受けていないが認定に必要となる手続・検討を進めているか	・認定を受けている、又は認定を受けていないが必要な手続・検討を進めている ・認定を受けておらず、必要な手続・検討も進めていない	・適合 ・条件付き適合 ・不適合
(2) 研究課題・内容の適格性	公募分野を対象とした研究であるか	・公募分野を対象とした研究である ・公募分野を対象とした研究でない	・適合 ・不適合
	事業で実施する内容が、該当するスマート農業技術活用促進法第13条第4項に基づき認定を受けた、又は認定を受けることが確実である開発供給実施計画の内容の全部又は一部に即しているか	・開発供給実施計画に即しており、開発供給実施計画に記載されていない内容を含んでいない ・開発供給実施計画に即しているが、開発供給実施計画に記載されていない内容を含んでいる ・開発供給実施計画に即していない	・適合 ・条件付き適合 ・不適合

2 審査項目

審査領域	項目	内容	指標及び対応する点数
(1) 開発領域	ア 開発等技術の有効性	開発等を実施するスマート農業技術が、当該研究計画において対象としている品目や農作業の労働時間削減に有効なものか	・開発等の対象の品目・農作業の労働時間削減に寄与する技術である：4点 ・開発等の対象の品目・農作業の労働時間削減に概ね寄与する技術である：3点 ・開発等の対象の品目・農作業の労働時間削減に一部寄与する技術である：2点 ・開発等の対象の品目・農作業の労働時間削減にほとんど寄与しない技術である：0点
	イ 開発等技術の適用性	開発等を実施するスマート農業技術が、当該研究計画において対象としてい	・開発等の対象の品目・地域以外にも大きく適用できる技術である(複数品目かつ県域を超えて活用可能)：3点 ・開発等の対象の品目・地域以外にも適用で

		る以外の品目や地域にも適用できるものか	きる技術である（複数品目若しくは県域を超えて活用可能）：2点 ・開発等の対象の品目・地域以外にほとんど寄与しない技術である：0点
	ウ 開発等技術の新規性	開発等を実施するスマート農業技術が、当該研究計画の他において既に開発等をされている技術ではなく新規のものか	・要素技術単位で新規性の高い研究内容が含まれている：6点 ・要素技術単位で新規性の高い研究内容が概ね含まれている：4点 ・要素技術単位で新規性の高い研究内容が一部含まれている：2点 ・要素技術単位で新規性の高い研究内容がほとんど含まれていない：0点
	エ 開発等技術の優位性	開発等を実施するスマート農業技術が、既に開発等をされている若しくは類似の技術と比較して農作業の労働時間の削減効果が優位のものか	・既存技術等と比較して農作業の労働時間の削減効果の優位性がある技術である：6点 ・既存技術等と比較して農作業の労働時間の削減効果の優位性が概ねある技術である：4点 ・既存技術等と比較して農作業の労働時間の削減効果の優位性が一部ある技術である：2点 ・既存技術等と比較して農作業の労働時間の削減効果の優位性がほとんどない技術である：0点
	オ 価格低減効果の有効性	開発等を実施する計画に、開発等を実施するスマート農業技術の価格低減に資する研究内容が含まれており、また、その価格低減効果は有効なものか	・開発等がされるスマート農業技術の価格が低減することが見込まれる研究内容である：6点 ・開発等がされるスマート農業技術の価格が概ね低減することが見込まれる研究内容である：4点 ・開発等がされるスマート農業技術の価格が一部低減することが見込まれる研究内容である：2点 ・開発等がされるスマート農業技術の価格が低減することが見込まれない研究内容又は当該内容を含んでいない：0点
	カ 研究計画の正確性・妥当性	当該研究の計画について、計画期間内に成果が得られるようなスケジュールが適切に設定されており、また、実現可能性の乏しい内容が含まれておらず妥当なものか	・適切に研究スケジュールが組まれており、また、実現性の乏しい内容は含まれていない：3点 ・概ね適切に研究スケジュールが組まれているが、実現性の乏しい内容が一部含まれている：2点 ・概ね適切に研究スケジュールが組まれているが、実現性の乏しい内容が含まれている：1点 ・適切に研究スケジュールが組まれておらず、実現性も乏しい：0点
	キ 研究経費の正確性・妥当性	当該研究の計画において、研究内容を踏まえ、適切に事業費が計上されているか	・不要な備品購入等の計画もなく、必要十分な経費が計上されている：3点 ・一部、不要と思われる備品の購入計画等はあるが、概ね必要な経費が計上されている：2点 ・多くの不要な支出計画が組まれており、過剰な経費が計上されている若しくは必要な経費が計上されていない：0点

	ク 研究体制の有効性・妥当性	当該研究の遂行に必要なとなる実践的な研究開発実績を有する者が参画しており、また、適切に役割分担がなされているか	・必要な研究開発実績を有する者が必要十分に参画しており、綿密な連携も見込まれる：3点 ・必要な研究開発実績を有する者が一部参画しており、綿密な連携も概ね見込まれる：2点 ・必要な研究開発実績を有する者の参画が乏しいが、最低限の連携は見込まれる：1点 ・適切な研究者の参画がない又はエフォートが不足し、連携が見込まれない：0点
(2) 供給領域	ア 開発等される製品・サービスの必要性	開発等される製品・サービスは、農業生産現場のニーズを踏まえたものとなるか	・自ら率先して多くの農業者等から供給に当たって必要となる情報を聞き取り、統計等の多様な情報も活用しつつ密に把握した農業生産現場のニーズに応える研究計画となっている：3点 ・自ら率先して農業者等から供給に当たって必要となる情報を聞き取り、公表情報も活用しつつ把握した農業生産現場のニーズに応える研究計画となっている：2点 ・自ら農業者等から供給に当たって必要となる情報を聞き取ってはいるが、公表情報の活用は少なく、一部の農業生産現場のニーズに応える研究計画となっている：1点 ・自ら農業者等に聞き取ることもなく、公表情報の活用も乏しいことから、ほとんど農業生産現場のニーズに応える研究計画となっていない：0点
	イ 開発等される製品・サービスの供給事業の普及性	開発等される製品・サービスの供給事業に係る計画は、多くの農業者や地域を対象にしているものか	・多くの農業者や地域に供給できる計画である（複数品目かつ県域を超えて活用可能）：3点 ・開発等の対象の品目・地域以外にも適用できる計画である（複数品目若しくは県域を超えて活用可能）：2点 ・開発等の対象の品目・地域以外にほとんど寄与しない計画である：1点 ・開発等の対象の品目・地域以外に全く寄与しない計画である：0点
	ウ 開発等される製品・サービスの農業経営における利益増加効果	開発等される製品・サービスが、既存若しくは類似のもの（スマート農業技術以外の製品等も含む）と比較して、当該製品等を導入した農業経営の利益を増加させることが見込まれるか	・既存若しくは類似の製品等と比較して、農業経営の利益を増加させることが見込まれる：6点 ・既存若しくは類似の製品等と比較して、農業経営の利益を一部増加させることが見込まれる：3点 ・既存若しくは類似の製品等と比較して、農業経営の利益を増加させることが見込まれない：0点
	エ 開発等される製品・サービスの供給事業の継続性	開発等される製品・サービスの供給事業に係る計画に持続性（経営合理性）は見込まれるか	・供給事業の経営について、営業利益等が大きく黒字が見込まれる：2点 ・供給事業の経営について、営業利益等があり黒字が見込まれる：1点 ・供給事業の経営について、営業利益等がない若しくは赤字が見込まれる：0点

(3) 政策領域	ア スマート農業技術に関連する施策との関係性	当該研究の実施が、スマート農業技術に関連する施策の重要な課題解決につながるか	・当該研究の実施が、スマート農業技術に関連する施策の重要な課題解決につながる：10点 ・当該研究の実施が、スマート農業技術に関連する施策の重要な課題解決に概ねつながる：7点 ・当該研究の実施が、スマート農業技術に関連する施策の重要な課題解決に一部つながる：3点 ・当該研究の実施が、スマート農業技術に関連する施策の重要な課題解決につながらない：0点
	イ スマート農業技術の研究開発施策との関係性	当該研究の実施により開発される主要な製品等の対象が、特にスマート農業技術の実用化が不十分である露地野菜、施設野菜若しくは果樹の営農類型に該当する品目であるか	・露地野菜、施設野菜若しくは果樹の営農類型に該当し、スマート農業技術活用促進法の重点開発目標において例示している品目を対象としている：20点 ・露地野菜、施設野菜若しくは果樹の営農類型に該当するが、スマート農業技術活用促進法の重点開発目標において例示している品目を対象としていない：10点 ・露地野菜、施設野菜若しくは果樹の営農類型に該当しない：0点
		当該研究の実施により開発される主要な製品等が、多くの人手に依存する農作業を代替するために物理的な作業を行うロボット等のスマート農業技術であるか	・該当する：20点 ・該当しない：0点
	ウ 関連する施策との整合性	関連する施策と整合しているか ①みどりの食料システム戦略の推進に資する研究課題 ②参画する民間企業がマッチングファンド方式（研究費の一部を企業負担）を実施する場合 ③地域金融機関等が研究グループに参画し、研究計画に研究・検証等を実施することが明確に記載されている場合	・①から③のいずれかに該当：2点 ・①から③のいずれにも該当しない：0点

令和6年度補正予算「スマート農業技術開発・供給加速化対策」
(うち現場ニーズ対応型研究)
書類及び面接審査基準

1 必須項目

項目	内容	指標	適否
(1) 研究実施主体の適格性	研究グループの要件に適合しているか	・満たしている ・満たしていない	・適合 ・不適合
(2) 研究課題・内容の適格性	公募分野を対象とした研究であるか	・公募分野を対象とした研究である ・公募分野を対象とした研究でない	・適合 ・不適合

2 審査項目

審査領域	項目	内容	指標及び対応する点数
(1) 開発領域	ア 開発等技術の有効性	開発等を実施するスマート農業技術が、当該研究計画において対象としている品目や農作業の労働時間削減に有効なものか	・開発等の対象の品目・農作業の労働時間削減に寄与する技術である：6点 ・開発等の対象の品目・農作業の労働時間削減に概ね寄与する技術である：4点 ・開発等の対象の品目・農作業の労働時間削減に一部寄与する技術である：2点 ・開発等の対象の品目・農作業の労働時間削減にほとんど寄与しない技術である：0点
	イ 開発等技術の適用性	開発等を実施するスマート農業技術が、当該研究計画において対象としている以外の品目や地域にも適用できるものか	・開発等の対象の品目・地域以外にも大きく適用できる技術である（複数品目かつ県域を超えて活用可能）：4点 ・開発等の対象の品目・地域以外にも適用できる技術である（複数品目若しくは県域を超えて活用可能）：2点 ・開発等の対象の品目・地域以外にほとんど寄与しない技術である：0点
	ウ 開発等技術の新規性	開発等を実施するスマート農業技術が、当該研究計画の他において既に開発等をされている技術ではなく新規のものか	・要素技術単位で新規性の高い研究内容が含まれている：4点 ・要素技術単位で新規性の高い研究内容が概ね含まれている：3点 ・要素技術単位で新規性の高い研究内容が一部含まれている：2点 ・要素技術単位で新規性の高い研究内容がほとんど含まれていない：0点
	エ 開発等技術の優位性	開発等を実施するスマート農業技術が、既に開発等をされている若しくは類似の技術と比較して農作業の労働時間の削減効果が優位のものか	・既存技術等と比較して農作業の労働時間の削減効果の優位性がある技術である：4点 ・既存技術等と比較して農作業の労働時間の削減効果の優位性が概ねある技術である：3点 ・既存技術等と比較して農作業の労働時間の削減効果の優位性が一部ある技術である：2点 ・既存技術等と比較して農作業の労働時間の削減効果の優位性がほとんどない技術である：0点

	オ 価格低減効果の有効性	開発等を実施する計画に、開発等を実施するスマート農業技術の価格低減に資する研究内容が含まれており、また、その価格低減効果は有効なものか	・開発等がされるスマート農業技術の価格が低減することが見込まれる研究内容である：9点 ・開発等がされるスマート農業技術の価格が概ね低減することが見込まれる研究内容である：6点 ・開発等がされるスマート農業技術の価格が一部低減することが見込まれる研究内容である：3点 ・開発等がされるスマート農業技術の価格が低減することが見込まれない研究内容又は当該内容を含んでいない：0点
	カ 研究計画の正確性・妥当性	当該研究の計画について、計画期間内に成果が得られるようなスケジュールが適切に設定されており、また、実現可能性の乏しい内容が含まれておらず妥当なものか	・適切に研究スケジュールが組まれており、また、実現性の乏しい内容は含まれていない：4点 ・概ね適切に研究スケジュールが組まれているが、実現性の乏しい内容が一部含まれている：3点 ・概ね適切に研究スケジュールが組まれているが、実現性の乏しい内容が含まれている：2点 ・適切に研究スケジュールが組まれておらず、実現性も乏しい：0点
	キ 研究経費の正確性・妥当性	当該研究の計画において、研究内容を踏まえ、適切に事業費が計上されているか	・不要な備品購入等の計画もなく、必要十分な経費が計上されている：4点 ・一部、不要と思われる備品の購入計画等はあるが、概ね必要な経費が計上されている：2点 ・多くの不要な支出計画が組まれており、過剰な経費が計上されている若しくは必要な経費が計上されていない：0点
	ク 研究体制の有効性・妥当性	当該研究の遂行に必要な実践的な研究開発実績を有する者が参画しており、また、適切に役割分担がなされているか	・必要な研究開発実績を有する者が必要十分に参画しており、綿密な連携も見込まれる：4点 ・必要な研究開発実績を有する者が一部参画しており、綿密な連携も概ね見込まれる：3点 ・必要な研究開発実績を有する者の参画が乏しいが、最低限の連携は見込まれる：2点 ・適切な研究者の参画がない又はエフォートが不足し、連携が見込まれない：0点
(2) 供給領域	ア 開発等される製品・サービスの必要性	開発等される製品・サービスは、農業生産現場のニーズを踏まえたものとなるか	・自ら率先して多くの農業者等から供給に当たって必要となる情報を聞き取り、統計等の多様な情報も活用しつつ密に把握した農業生産現場のニーズに応える研究計画となっている：9点 ・自ら率先して農業者等から供給に当たって必要となる情報を聞き取り、公表情報も活用しつつ把握した農業生産現場のニーズに応える研究計画となっている：6点 ・自ら農業者等から供給に当たって必要となる情報を聞き取ってはいるが、公表情報の活用は少なく、一部の農業生産現場のニーズに応える研究計画となっている：3点

			・自ら農業者等に聞き取ることもなく、公表情報の活用も乏しいことから、ほとんど農業生産現場のニーズに応える研究計画となっていない：0点
	イ 開発等される製品・サービスの供給事業の普及性	開発等される製品・サービスの供給事業に係る計画は、多くの農業者や地域を対象にしているものか	・多くの農業者や地域に供給できる計画である（複数品目かつ県域を超えて活用可能）：9点 ・開発等の対象の品目・地域以外にも適用できる計画である（複数品目若しくは県域を超えて活用可能）：5点 ・開発等の対象の品目・地域以外にほとんど寄与しない計画である：2点 ・開発等の対象の品目・地域以外に全く寄与しない計画である：0点
	ウ 開発等される製品・サービスの農業経営における利益増加効果	開発等される製品・サービスが、既存若しくは類似のもの（スマート農業技術以外の製品等も含む）と比較して、当該製品等を導入した農業経営の利益を増加させることが見込まれるか	・既存若しくは類似の製品等と比較して、農業経営の利益を増加させることが見込まれる：9点 ・既存若しくは類似の製品等と比較して、農業経営の利益を一部増加させることが見込まれる：5点 ・既存若しくは類似の製品等と比較して、農業経営の利益を増加させることが見込まれない：0点
	エ 開発等される製品・サービスの供給事業の継続性	開発等される製品・サービスの供給事業に係る計画に持続性（経営合理性）は見込まれるか	・供給事業の経営について、営業利益等が大きく黒字が見込まれる：4点 ・供給事業の経営について、営業利益等があり黒字が見込まれる：2点 ・供給事業の経営について、営業利益等がない若しくは赤字が見込まれる：0点
(3) 政策領域	ア スマート農業技術に関連する施策との関係性	当該研究の実施が、スマート農業技術に関連する施策の重要な課題解決につながるか	・当該研究の実施が、スマート農業技術に関連する施策の重要な課題解決につながる：6点 ・当該研究の実施が、スマート農業技術に関連する施策の重要な課題解決に概ねつながる：4点 ・当該研究の実施が、スマート農業技術に関連する施策の重要な課題解決に一部つながる：2点 ・当該研究の実施が、スマート農業技術に関連する施策の重要な課題解決につながらない：0点
	イ スマート農業技術活用促進法における開発供給実施計画の認定取得等	スマート農業活用促進法第13条第4項に基づく認定を受けている、又は認定を受けていないが認定に必要となる手続・検討を進めているか、かつ当該研究の内容が該当する開発供給実施計画に即しているか	・該当する：3点 ・該当しない：0点

	ウ 中山間地域を始めとした地域課題への対応度	当該研究の実施が、多様な地域課題（中山間地域は除く）の解決につながるか	・当該研究の実施が、多様な地域課題（中山間地域は除く）の解決につながる：9点 ・当該研究の実施が、多様な地域課題（中山間地域は除く）の解決に概ねつながる：6点 ・当該研究の実施が、多様な地域課題（中山間地域は除く）の解決に一部つながる：3点 ・当該研究の実施が、多様な地域課題（中山間地域は除く）の解決につながらない：0点
		当該研究の実施が、中山間地域の課題の解決につながるか	・当該研究の実施が、中山間地域の課題の解決につながる：9点 ・当該研究の実施が、中山間地域の課題の解決に概ねつながる：6点 ・当該研究の実施が、中山間地域の課題の解決に一部つながる：3点 ・当該研究の実施が、中山間地域の課題の解決につながらない：0点
	エ 関連する施策との整合性	関連する施策と整合しているか ①みどりの食料システム戦略の推進に資する研究課題 ②参画する民間企業がマッチングファンド方式（研究費の一部を企業負担）を実施する場合 ③地域金融機関等が研究グループに参画し、研究計画に研究・検証等を実施することが明確に記載されている場合	・①から③のいずれかに該当：3点 ・①から③のいずれにも該当しない：0点

令和6年度補正予算「スマート農業技術開発・供給加速化対策」
 (うち技術改良・新たな栽培方法の確立の促進)
 書類及び面接審査基準

1 必須項目

項目	内容	指標	適否
(1) 研究実施主体の適格性	研究グループの要件に適合しているか	・満たしている ・満たしていない	・適合 ・不適合
	スマート農業技術活用促進法第13条第4項に基づく認定を受けている、又は認定を受けていないが認定に必要となる手続・検討を進めているか	・認定を受けている、又は認定を受けていないが必要な手続・検討を進めている ・認定を受けておらず、必要な手続・検討も進めていない	・適合 ・条件付き適合 ・不適合
(2) 研究課題・内容の適格性	公募分野を対象とした研究であるか	・公募分野を対象とした研究である ・公募分野を対象とした研究でない	・適合 ・不適合
	事業で実施する内容が、該当するスマート農業技術活用促進法第13条第4項に基づき認定を受けた、又は認定を受けることが確実である開発供給実施計画の内容の全部又は一部に即しているか	・開発供給実施計画に即しており、開発供給実施計画に記載されていない内容を含んでいない ・開発供給実施計画に即しているが、開発供給実施計画に記載されていない内容を含んでいる ・開発供給実施計画に即していない	・適合 ・条件付き適合 ・不適合

2 審査項目

審査領域	項目	内容	指標及び対応する点数
(1) 開発領域	ア 開発等技術の有効性	開発等を実施するスマート農業技術が、当該研究計画において対象としている品目や農作業の労働時間削減に有効なものか	・開発等の対象の品目・農作業の労働時間削減に寄与する技術である：7点 ・開発等の対象の品目・農作業の労働時間削減に概ね寄与する技術である：5点 ・開発等の対象の品目・農作業の労働時間削減に一部寄与する技術である：3点 ・開発等の対象の品目・農作業の労働時間削減にほとんど寄与しない技術である：0点
	イ 開発等技術の適用性	開発等を実施するスマート農業技術が、当該研究計画において対象としている以外の品目や地域にも適用できるものか	・開発等の対象の品目・地域以外にも大きく適用できる技術である（複数品目かつ県域を超えて活用可能）：5点 ・開発等の対象の品目・地域以外にも適用できる技術である（複数品目若しくは県域を超えて活用可能）：3点 ・開発等の対象の品目・地域以外にほとんど寄与しない技術である：0点

	ウ 開発等技術の新規性	開発等を実施するスマート農業技術が、当該研究計画の他において既に開発等をされている技術ではなく新規のものか	・要素技術単位で新規性の高い研究内容が含まれている：5点 ・要素技術単位で新規性の高い研究内容が概ね含まれている：4点 ・要素技術単位で新規性の高い研究内容が一部含まれている：3点 ・要素技術単位で新規性の高い研究内容がほとんど含まれていない：0点
	エ 開発等技術の優位性	開発等を実施するスマート農業技術が、既に開発等をされている若しくは類似の技術と比較して農作業の労働時間の削減効果が優位のものか	・既存技術等と比較して農作業の労働時間の削減効果の優位性がある技術である：5点 ・既存技術等と比較して農作業の労働時間の削減効果の優位性が概ねある技術である：4点 ・既存技術等と比較して農作業の労働時間の削減効果の優位性が一部ある技術である：3点 ・既存技術等と比較して農作業の労働時間の削減効果の優位性がほとんどない技術である：0点
	オ 価格低減効果の有効性	開発等を実施する計画に、開発等を実施するスマート農業技術の価格低減に資する研究内容が含まれており、また、その価格低減効果は有効なものか	・開発等がされるスマート農業技術の価格が低減することが見込まれる研究内容である：12点 ・開発等がされるスマート農業技術の価格が概ね低減することが見込まれる研究内容である：8点 ・開発等がされるスマート農業技術の価格が一部低減することが見込まれる研究内容である：4点 ・開発等がされるスマート農業技術の価格が低減することが見込まれない研究内容又は当該内容を含んでいない：0点
	カ 研究計画の正確性・妥当性	当該研究の計画について、計画期間内に成果が得られるようなスケジュールが適切に設定されており、また、実現可能性の乏しい内容が含まれておらず妥当なものか	・適切に研究スケジュールが組まれており、また、実現性の乏しい内容は含まれていない：5点 ・概ね適切に研究スケジュールが組まれているが、実現性の乏しい内容が一部含まれている：4点 ・概ね適切に研究スケジュールが組まれているが、実現性の乏しい内容が含まれている：3点 ・適切に研究スケジュールが組まれておらず、実現性も乏しい：0点
	キ 研究経費の正確性・妥当性	当該研究の計画において、研究内容を踏まえ、適切に事業費が計上されているか	・不要な備品購入等の計画もなく、必要十分な経費が計上されている：5点 ・一部、不要と思われる備品の購入計画等はあるが、概ね必要な経費が計上されている：3点 ・多くの不要な支出計画が組まれており、過剰な経費が計上されている若しくは必要な経費が計上されていない：0点

	ク 研究体制の有効性・妥当性	当該研究の遂行に必要なとなる実践的な研究開発実績を有する者が参画しており、また、適切に役割分担がなされているか	- 必要な研究開発実績を有する者が必要十分に参画しており、綿密な連携も見込まれる：5点 - 必要な研究開発実績を有する者が一部参画しており、綿密な連携も概ね見込まれる：4点 - 必要な研究開発実績を有する者の参画が乏しいが、最低限の連携は見込まれる：3点 - 適切な研究者の参画がない又はエフォートが不足し、連携が見込まれない：0点
(2) 供給領域	ア 開発等される製品・サービスの必要性	開発等される製品・サービスは、農業生産現場のニーズを踏まえたものとなるか	- 自ら率先して多くの農業者等から供給に当たって必要となる情報を聞き取り、統計等の多様な情報も活用しつつ密に把握した農業生産現場のニーズに応える研究計画となっている：5点 - 自ら率先して農業者等から供給に当たって必要となる情報を聞き取り、公表情報も活用しつつ把握した農業生産現場のニーズに応える研究計画となっている：4点 - 自ら農業者等から供給に当たって必要となる情報を聞き取ってはいるが、公表情報の活用は少なく、一部の農業生産現場のニーズに応える研究計画となっている：3点 - 自ら農業者等に聞き取ることもなく、公表情報の活用も乏しいことから、ほとんど農業生産現場のニーズに応える研究計画となっていない：0点
	イ 開発等される製品・サービスの供給事業の普及性	開発等される製品・サービスの供給事業に係る計画は、多くの農業者や地域を対象にしているものか	- 多くの農業者や地域に供給できる計画である（複数品目かつ県域を超えて活用可能）：12点 - 開発等の対象の品目・地域以外にも適用できる計画である（複数品目若しくは県域を超えて活用可能）：6点 - 開発等の対象の品目・地域以外にほとんど寄与しない計画である：2点 - 開発等の対象の品目・地域以外に全く寄与しない計画である：0点
	ウ 開発等される製品・サービスの農業経営における利益増加効果	開発等される製品・サービスが、既存若しくは類似のもの（スマート農業技術以外の製品等も含む）と比較して、当該製品等を導入した農業経営の利益を増加させることが見込まれるか	- 既存若しくは類似の製品等と比較して、農業経営の利益を増加させることが見込まれる：12点 - 既存若しくは類似の製品等と比較して、農業経営の利益を一部増加させることが見込まれる：6点 - 既存若しくは類似の製品等と比較して、農業経営の利益を増加させることが見込まれない：0点
	エ 開発等される製品・サービスの供給事業の継続性	開発等される製品・サービスの供給事業に係る計画に持続性（経営合理性）は見込まれるか	- 供給事業の経営について、営業利益等が大きく黒字が見込まれる：7点 - 供給事業の経営について、営業利益等があり黒字が見込まれる：5点 - 供給事業の経営について、営業利益等がない若しくは赤字が見込まれる：0点

(3) 政策領域	ア スマート農業技術に関連する施策との関係性	当該研究の実施が、スマート農業技術に関連する施策の重要な課題解決につながるか	・当該研究の実施が、スマート農業技術に関連する施策の重要な課題解決につながる：7点 ・当該研究の実施が、スマート農業技術に関連する施策の重要な課題解決に概ねつながる：5点 ・当該研究の実施が、スマート農業技術に関連する施策の重要な課題解決に一部つながる：3点 ・当該研究の実施が、スマート農業技術に関連する施策の重要な課題解決につながらない：0点
	イ 中山間地域を始めとした地域課題への対応度	当該研究の実施が、多様な地域課題（中山間地域は除く）の解決につながるか	・当該研究の実施が、多様な地域課題（中山間地域は除く）の解決につながる：3点 ・当該研究の実施が、多様な地域課題（中山間地域は除く）の解決に概ねつながる：2点 ・当該研究の実施が、多様な地域課題（中山間地域は除く）の解決に一部つながる：1点 ・当該研究の実施が、多様な地域課題（中山間地域は除く）の解決につながらない：0点
		当該研究の実施が、中山間地域の課題の解決につながるか	・当該研究の実施が、中山間地域の課題の解決につながる：3点 ・当該研究の実施が、中山間地域の課題の解決に概ねつながる：2点 ・当該研究の実施が、中山間地域の課題の解決に一部つながる：1点 ・当該研究の実施が、中山間地域の課題の解決につながらない：0点
	ウ 関連する施策との整合性	関連する施策と整合しているか ①みどりの食料システム戦略の推進に資する研究課題 ②参画する民間企業がマッチングファンド方式（研究費の一部を企業負担）を実施する場合 ③地域金融機関等が研究グループに参画し、研究計画に研究・検証等を実施することが明確に記載されている場合	・①から③のいずれかに該当：2点 ・①から③のいずれにも該当しない：0点